

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年6月5日
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大澤 宣之
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	野呂 俊夫
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	しんきん国内債券ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間 (平成27年6月6日から平成28年6月3日まで) 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

しんきん国内債券ファンド（以下「当ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。（以下「受益権」といいます。）

委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。

（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（土日、休日を除く 9:00～17:00）

<ホームページ> <http://www.skam.co.jp>

(5)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

「自動けいぞく投資コース」

販売会社が定める単位

「一般コース」

1万口以上1万口単位

(7) 【申込期間】

平成27年6月6日から平成28年6月3日まで

（なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ <http://www.skam.co.jp>

コールセンター 0120-781812（携帯電話・PHSからは 03-5524-8181）

（受付時間：土日、休日を除く9：00から17：00まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは、販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日にかかる発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払い込みます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

各営業日の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、税引き後の分配金が無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によって、どちらか一方のみの取扱いとなります。

「自動けいぞく投資コース」の場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務

関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考) 投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1. 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2. 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式			
一般	年1回		
大型株			
中小型株	年2回	グローバル	
債券			
一般	年4回	日本	ファミリーファンド
公債		北米	
社債	年6回	欧州	
その他債券	(隔月)	アジア	
クレジット属性 ()	年12回	オセアニア	
不動産投信	(毎月)	中南米	
その他資産 (投資信託証券(債券))	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
資産複合 ()	その他 ()	中近東 (中東)	
資産配分固定型		エマージング	
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド

「国内」...目論見書又は投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「債券」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

< 属性区分の定義 >

「その他資産（投資信託証券（債券））」...目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるもの

「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの

「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

<特色1> わが国の公社債に投資します。

- ◆ 主として、公社債に投資を行い、外貨建資産には投資しません。
- ◆ 投資対象とする公社債は、組入れ段階においていずれかの信用格付業者等からBBB格相当以上の長期信用格付を取得しているものとします。

<信用格付のイメージ>

信用格付業者		S&P	Moody's	R&I	
信用 格 付 け	高い	AAA	Aaa	AAA	組入れ時に当ファンドの投資対象となる格付け
	↑ ↓	AA	Aa	AA	
		A	A	A	
		BBB	Baa	BBB	
		BB	Ba	BB	当ファンドの投資対象とならない格付け
		B	B	B	
		CCC	Caa	CCC	
	CC	Ca	CC		
	低い	C	C	C	
	D				

(注) S&P: スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス

Moody's: ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

R&I: 株式会社格付投資情報センター

<特色2> 国内企業およびそれに準じる発行体の発行するユーロ円建資産および外国企業の発行する円建資産・ユーロ円建資産を組入れることがあります。

※ユーロ円建資産とは、海外市場で発行された円建資産のことをいいます。

<特色3>「ダイワ・ボンド・インデックス総合」をベンチマークとします。

◆ ベンチマークについて

しんきん国内債券ファンドは、ダイワ・ボンド・インデックス総合をベンチマークとし、運用を行います。（ベンチマークとは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標のことです。）

～ダイワ・ボンド・インデックスとは～

※「ダイワ・ボンド・インデックス」とは、日本における確定利付債券市場のパフォーマンスを測定するように設計された指数で、株式会社大和総研が計算、公表しています。算出対象範囲が広く、日本の債券市場全体の動きを代表しています。債券価格の変動に加えて、日々のクーポン収入も加味されて算出されます。

※ダイワ・ボンド・インデックスに関する著作権等知的財産権は大和証券株式会社および株式会社大和総研に帰属いたします。なお、大和証券株式会社および株式会社大和総研は当ファンドの運用とは何ら関係はありません。

●投資プロセス

process 1 経済環境分析

経済動向など債券市場を取り巻く環境を多角的に分析します。

process 2 組入銘柄の決定

金利水準や方向性、償還期限ごとの金利の変化、信用リスクなどを踏まえて、実際に組み入れる銘柄を決定します。

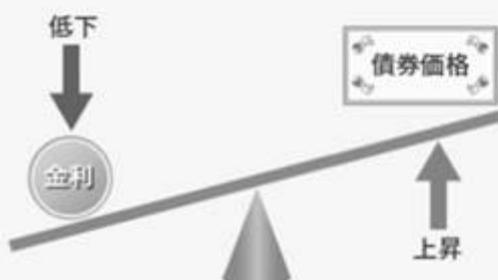
process 3 ポートフォリオのリスク分析

マザーファンドの基準価額の値動きやその要因等を管理・分析します。

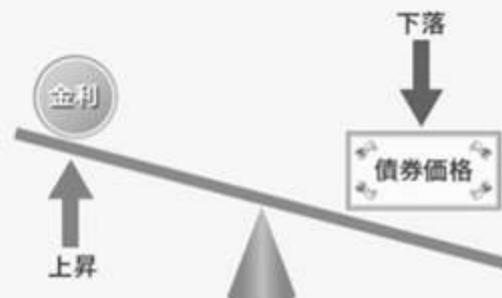
●金利変動と債券価格の関係について

金利変動と債券価格のイメージ

一般的に金利が低下すると
債券の価格は値上がりします。



一般的に金利が上昇すると
債券の価格は値下がりします。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

●収益分配について

年1回の決算時(3月10日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配方針に従って分配を行います。



※上記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

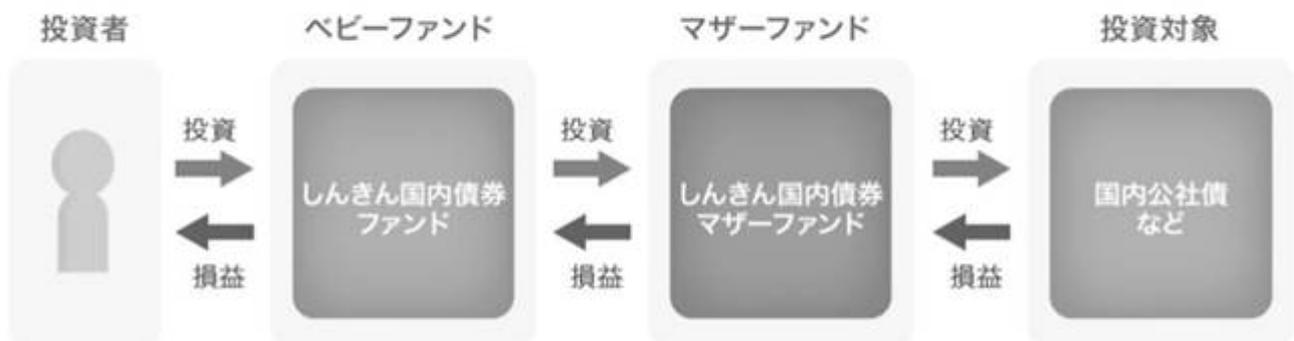
※自動引き落とし投資コースの場合、分配金は自動的に再投資されます。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

<収益分配方針>

- 分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきん国内債券ファンド(ベビーファンド)にまとめられ、しんきん国内債券マザーファンドに投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用(信託報酬)等のコストは掛かりません。

※しんきん国内債券ファンド(ベビーファンド)は直接、公社債等に投資することがあります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

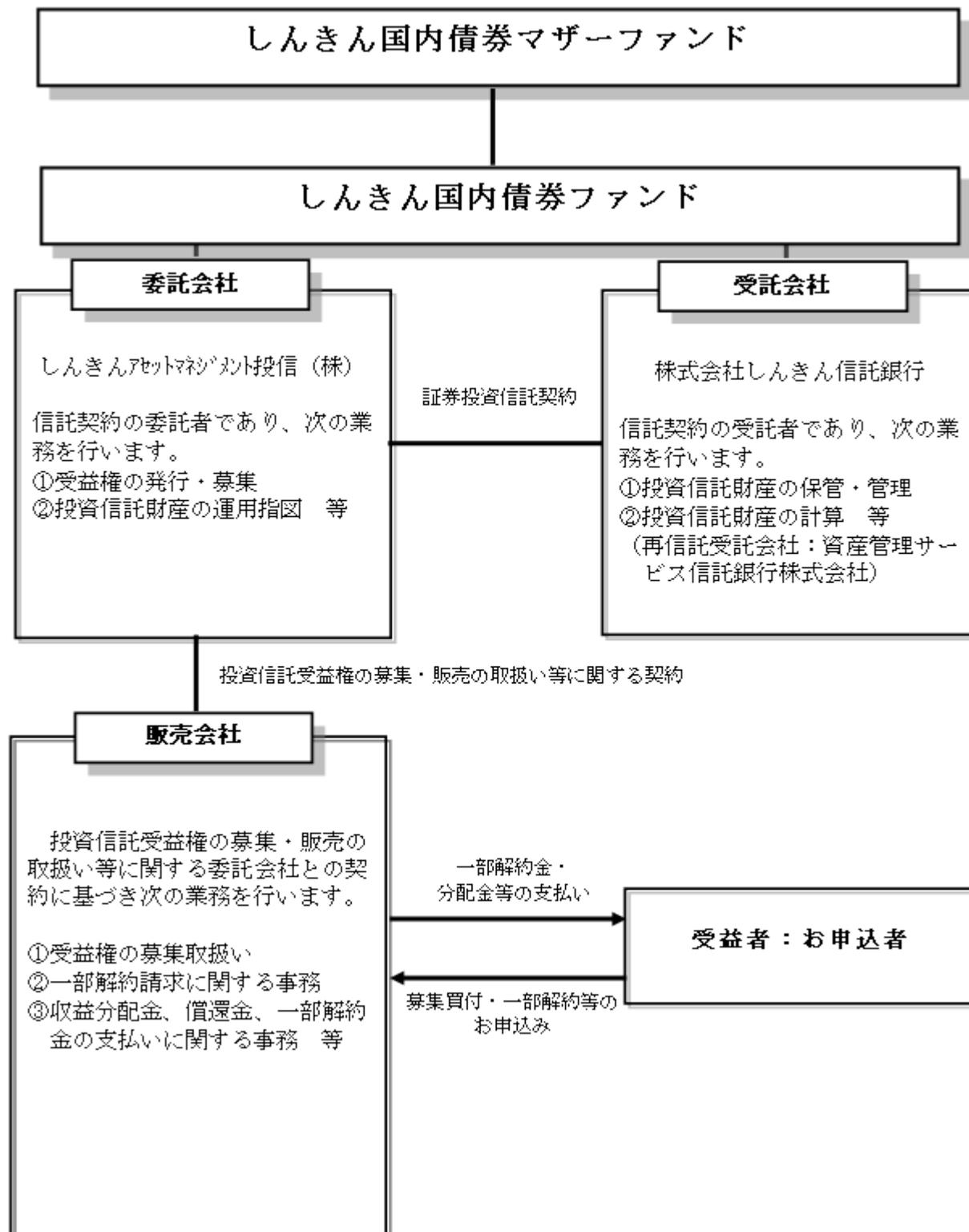
信託金の限度額

- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、1,000億円を限度額として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成14年 8月 7日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



< 委託会社の概況 >（本書提出日現在）

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

資本の額

200百万円

会社の沿革

平成 2年 12月 全信連投資顧問株式会社の設立

平成 3年 3月 投資顧問業の登録

平成 4年 3月 投資一任契約に係る業務の認可

平成10年 11月 「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更

平成10年 12月 証券投資信託委託業の認可

平成19年 9月 金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録

大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比 率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資対象

親投資信託である「しんきん国内債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

投資態度

- 1) 投資にあたっては、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。
 - a. 「ダイワ・ボンド・インデックス総合」をベンチマークとします。
 - b. 投資対象とする公社債は、組入れ段階においていずれかの信用格付業者等から B B B 格相当以上の長期信用格付を取得しているものとします。
 - c. 国内企業およびそれに準じる発行体の発行するユーロ円建資産および外国企業の発行する円建資産、ユーロ円建資産を組入れることがあります。
 - d. 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築をはかります。
 - e. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利かかるオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 2) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限りません。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、株式会社しんきん信託銀行を受託会社として締結された「しんきん国内債券マザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得した株券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 10) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型のもは除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 11) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、第1号から第5号までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとしします。）
- 12) 外国法人が発行する本邦通貨建の譲渡性預金証書
- 13) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 14) 貸付債権信託受益権（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号または第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

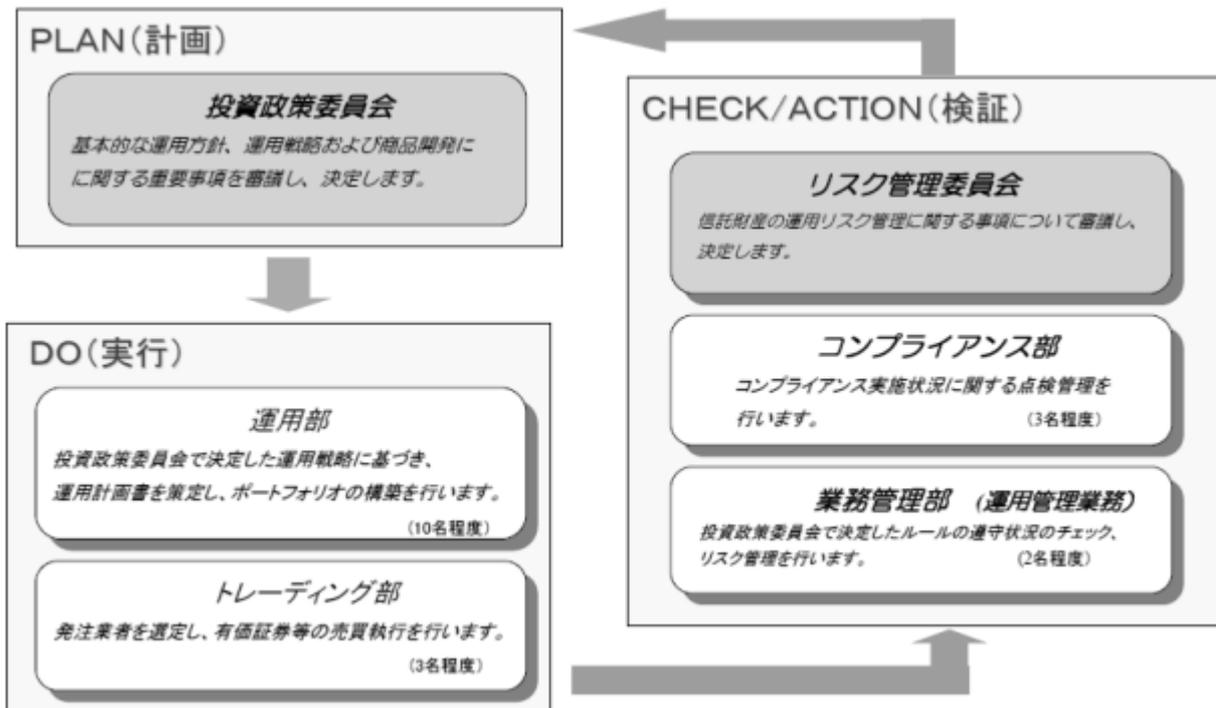
委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 の第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。



投資決定プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、投資運用委員会においては、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は2015年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【配分方針】

収益の分配は年1回の決算時（3月10日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づいて分配します。

分配対象額は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

しんきん国内債券ファンドの投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は以下のとおりです。

株式等への投資制限

株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得したものに限り、株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式等への投資制限

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

スワップ取引の範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として投資信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 前号において親投資信託の投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として投資信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額と親投資信託の投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 前号において親投資信託の投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等もとに算出した価額で行うものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けに当たって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。
- 2) 前号の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 1)の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 前号の資金借入額は、次のa.b.c.に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a . 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - b . 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 - c . 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 3) 1)の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

・デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

<参考>

しんきん国内債券マザーファンドの概要

(1) 投資方針

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 「ダイワ・ボンド・インデックス総合」をベンチマークとします。
- 2) 投資対象とする公社債は、組入れ段階においていずれかの信用格付業者等からBBB格相当以上の長期信用格付を取得しているものとします。
- 3) 国内企業およびそれに準じる発行体の発行するユーロ円建資産および外国企業の発行する円建資産、ユーロ円建資産を組入れることがあります。

- 4) 運用にあたっては、マクロ経済分析等のファンダメンタルズ分析、債券市場分析等をふまえて投資戦略を決定し、ポートフォリオの構築をはかります。
- 5) 公社債の組入比率については原則として高位を保ちます。
- 6) 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引（以下「先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 7) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りません。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 外国または外国の者の発行する本邦通貨建の証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国投資信託は除きます。）のうち公社債投資信託の受益証券
- 9) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券およびクローズド・エンド型除きます。）のうち公社債に投資する投資証券
- 10) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、第1号から第5号までの証券の性質を有する本邦通貨建のものとし、）
- 11) 外国法人が発行する本邦通貨建の譲渡性預金証書
- 12) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号から第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することの指図を行うことができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の定めがあるものへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

3【投資リスク】

「しんきん国内債券ファンド」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

(1) 基準価額の変動要因

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

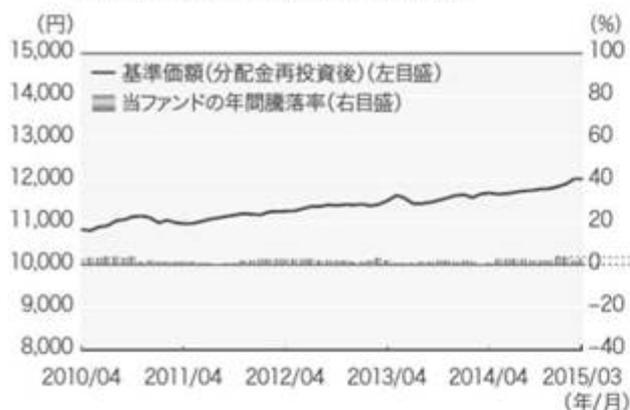
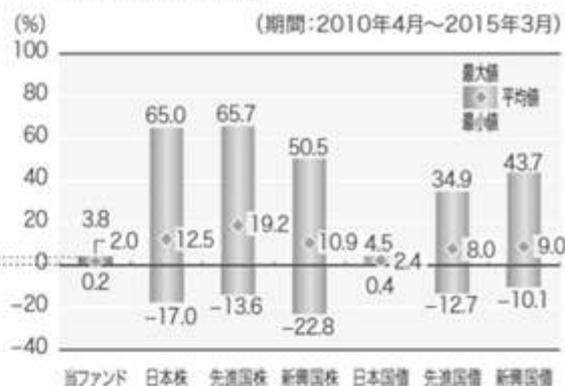
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3) リスクの管理体制

運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

投資リスクに対する管理体制等は2015年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

● 当ファンドの年間騰落率および
基準価額(分配金再投資後)の推移● 当ファンドと代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

出所:株式会社野村総合研究所

※上記の左グラフは各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額(分配金再投資後)の推移を表示したものです。

※基準価額(分配金再投資後)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信(株)が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2010年4月から2015年3月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<代表的な資産クラスの指数>

日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)、先進国株: MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)、新興国株: MSCIエマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)、日本国債: NOMURA-BPI国債、先進国債: シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマーシング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。各指数の詳細は、下記「代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について」をご参照ください。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・MSCIエマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマーシング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマーシング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマーシング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマーシング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありませんが、一部解約時に基準価額の0.05%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

(3)【信託報酬等】

投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して、年率0.432% (税抜0.40%) 1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 ※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th colspan="2">配分 (税抜) および役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>純資産総額に対して、年率0.15%</td> <td>ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>純資産総額に対して、年率0.20%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>純資産総額に対して、年率0.05%</td> <td>運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	配分 (税抜) および役務の内容		委託会社	純資産総額に対して、年率0.15%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価	販売会社	純資産総額に対して、年率0.20%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価	受託会社	純資産総額に対して、年率0.05%
支払先	配分 (税抜) および役務の内容											
委託会社	純資産総額に対して、年率0.15%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価										
販売会社	純資産総額に対して、年率0.20%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価										
受託会社	純資産総額に対して、年率0.05%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価										

「税抜」における「税」とは、消費税等相当額をいいます。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産にかかる監査費用は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.00486% (税抜0.0045%) を乗じて毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個別元本について

- 1) 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAの制度を利用された場合には、毎年100万円までの公募株式投資信託や上場株式等の配当所得・譲渡所得等が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社に非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象になります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。
-----------------------------	---

課税上は株式投資信託として取扱われますが、益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

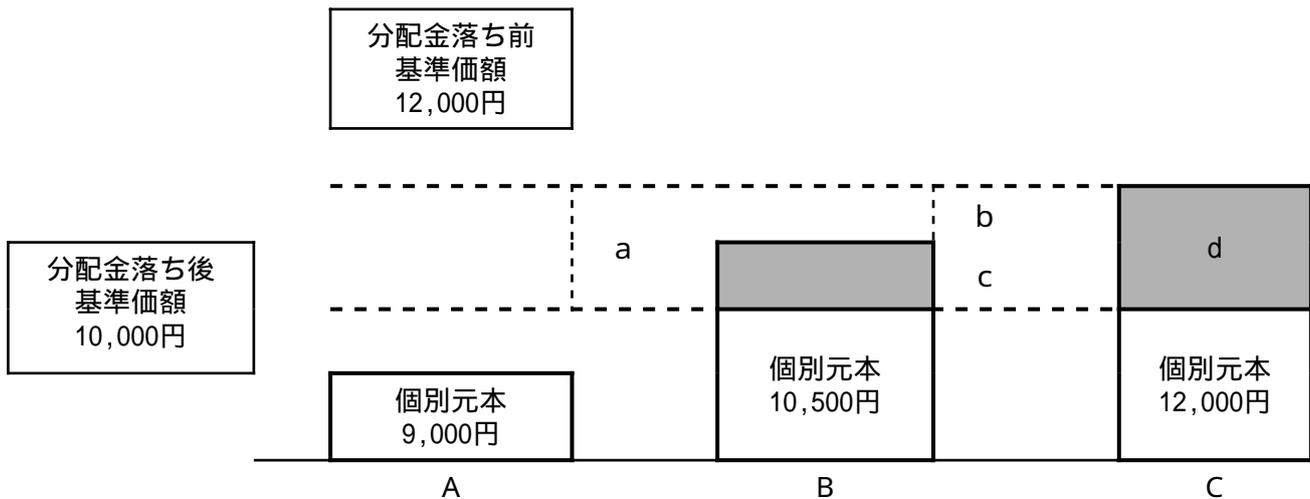
上記は、2014年1月1日から2037年12月31日までのものです。

上記は2015年3月末現在のものです。取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



- A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。
- B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金(特別分配金)」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金(特別分配金)」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(500円) = 10,000円となります。
- C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合
分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金(特別分配金)」となります。
収益分配金受取後の個別元本は
収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(2,000円) = 10,000円となります。

受益者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成27年3月31日現在

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	594,142,172	99.26
小計		594,142,172	99.26
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		4,424,167	0.74
合計（純資産総額）		598,566,339	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(参考) しんきん国内債券マザーファンド

平成27年3月31日現在

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	5,017,480,500	75.92
特殊債券	日本	110,349,100	1.67
社債券	日本	1,331,508,000	20.15
小計		6,459,337,600	97.74
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		149,155,645	2.26
合計（純資産総額）		6,608,493,245	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額上位銘柄

平成27年3月31日現在

国/地域	種類	銘柄	数量 (口数)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	しんきん国内債券 マザーファンド	467,681,181	1.2604	589,465,360	1.2704	594,142,172	99.26

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年3月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.26
合計	99.26

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)「しんきん国内債券マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄

評価額上位銘柄（公社債上位30銘柄）

平成27年3月31日現在

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第95回利付国債 (20年)	200,000,000	120.56	241,134,000	120.72	241,446,000	2.3	2027/6/20	3.65
2	日本	国債証券	第118回利付国債 (5年)	220,000,000	100.55	221,223,200	100.41	220,921,800	0.2	2019/6/20	3.34
3	日本	国債証券	第315回利付国債 (10年)	200,000,000	106.87	213,758,000	106.49	212,998,000	1.2	2021/6/20	3.22
4	日本	国債証券	第314回利付国債 (10年)	200,000,000	106.06	212,136,000	105.64	211,294,000	1.1	2021/3/20	3.20
5	日本	国債証券	第334回利付国債 (10年)	180,000,000	102.43	184,381,200	102.36	184,264,200	0.6	2024/6/20	2.79
6	日本	国債証券	第316回利付国債 (10年)	170,000,000	106.25	180,630,100	105.88	180,001,100	1.1	2021/6/20	2.72
7	日本	国債証券	第320回利付国債 (10年)	170,000,000	105.89	180,021,500	105.61	179,550,600	1	2021/12/20	2.72
8	日本	国債証券	第36回利付国債 (30年)	150,000,000	112.65	168,979,500	115.82	173,739,000	2	2042/3/20	2.63
9	日本	国債証券	第307回利付国債 (10年)	150,000,000	106.09	159,147,000	105.79	158,695,500	1.3	2020/3/20	2.40
10	日本	国債証券	第41回利付国債 (30年)	140,000,000	105.18	147,259,000	108.70	152,187,000	1.7	2043/12/20	2.30
11	日本	国債証券	第107回利付国債 (5年)	150,000,000	100.51	150,774,000	100.40	150,610,500	0.2	2017/12/20	2.28
12	日本	国債証券	第135回利付国債 (20年)	120,000,000	111.24	133,492,800	112.43	134,922,000	1.7	2032/3/20	2.04
13	日本	国債証券	第25回利付国債 (30年)	100,000,000	118.69	118,696,000	120.71	120,718,000	2.3	2036/12/20	1.83
14	日本	国債証券	第114回利付国債 (20年)	100,000,000	118.29	118,292,000	118.99	118,997,000	2.1	2029/12/20	1.80
15	日本	国債証券	第70回利付国債 (20年)	100,000,000	118.87	118,878,000	118.62	118,621,000	2.4	2024/6/20	1.79
16	日本	国債証券	第82回利付国債 (20年)	100,000,000	117.20	117,201,000	117.14	117,140,000	2.1	2025/9/20	1.77
17	日本	国債証券	第75回利付国債 (20年)	100,000,000	116.80	116,805,000	116.62	116,625,000	2.1	2025/3/20	1.76
18	日本	社債券	第75回日本高速 道路保有・債務返 済機構債券	100,000,000	113.38	113,383,000	114.67	114,670,000	1.96	2031/9/19	1.74

19	日本	国債証券	第50回利付国債 (20年)	100,000,000	110.95	110,951,000	110.41	110,419,000	1.9	2021/3/22	1.67
20	日本	特殊債券	第190回政府保 証中小企業債券	107,000,000	103.30	110,536,350	103.13	110,349,100	1.8	2017/1/24	1.67
21	日本	国債証券	第40回利付国債 (20年)	100,000,000	108.00	108,000,000	107.71	107,716,000	2.3	2018/9/20	1.63
22	日本	国債証券	第36回利付国債 (20年)	100,000,000	107.58	107,580,000	107.28	107,286,000	3	2017/9/20	1.62
23	日本	社債券	第23回野村ホー ルディングス株式 会社無担保社債	100,000,000	107.21	107,210,000	106.81	106,814,000	1.808	2020/6/24	1.62
24	日本	国債証券	第293回利付国 債(10年)	100,000,000	105.84	105,840,000	105.60	105,602,000	1.8	2018/6/20	1.60
25	日本	国債証券	第305回利付国 債(10年)	100,000,000	105.77	105,776,000	105.53	105,535,000	1.3	2019/12/20	1.60
26	日本	国債証券	第294回利付国 債(10年)	100,000,000	105.51	105,511,000	105.28	105,281,000	1.7	2018/6/20	1.59
27	日本	国債証券	第309回利付国 債(10年)	100,000,000	105.34	105,348,000	105.02	105,025,000	1.1	2020/6/20	1.59
28	日本	国債証券	第327回利付国 債(10年)	100,000,000	104.44	104,444,000	104.28	104,282,000	0.8	2022/12/20	1.58
29	日本	国債証券	第290回利付国 債(10年)	100,000,000	104.20	104,209,000	103.99	103,995,000	1.4	2018/3/20	1.57
30	日本	社債券	第52回日本電信 電話株式会社電信 電話債券	100,000,000	103.36	103,365,000	103.19	103,199,000	1.77	2017/3/17	1.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年3月31日現在

種 類	投資比率(%)
国債証券	75.92
特殊債券	1.67
社債券	20.15
合 計	97.74

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成27年3月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 （平成15年3月10日）	85,104,188	85,480,554	10,175	10,220
第2計算期間末 （平成16年3月10日）	205,915,251	206,223,486	10,021	10,036
第3計算期間末 （平成17年3月10日）	434,069,236	435,365,848	10,043	10,073
第4計算期間末 （平成18年3月10日）	641,949,362	643,880,588	9,972	10,002
第5計算期間末 （平成19年3月12日）	698,121,114	704,046,900	10,014	10,099
第6計算期間末 （平成20年3月10日）	706,405,248	712,281,965	10,217	10,302
第7計算期間末 （平成21年3月10日）	739,958,641	745,352,723	10,288	10,363
第8計算期間末 （平成22年3月10日）	758,927,991	762,933,845	10,420	10,475
第9計算期間末 （平成23年3月10日）	633,188,671	638,346,390	10,435	10,520
第10計算期間末 （平成24年3月12日）	609,440,219	614,303,351	10,652	10,737
第11計算期間末 （平成25年3月11日）	606,174,996	610,944,870	10,802	10,887
第12計算期間末 （平成26年3月10日）	534,943,630	539,128,065	10,867	10,952
第13計算期間末 （平成27年3月10日）	592,249,756	596,845,473	10,954	11,039
平成26年3月末日	544,963,098		10,853	
平成26年4月末日	538,011,791		10,865	
平成26年5月末日	541,876,411		10,895	
平成26年6月末日	548,508,496		10,923	
平成26年7月末日	559,744,125		10,936	
平成26年8月末日	583,542,466		10,968	
平成26年9月末日	583,026,899		10,972	
平成26年10月末日	588,312,634		11,018	
平成26年11月末日	593,563,227		11,079	
平成26年12月末日	604,534,628		11,187	
平成27年1月末日	604,284,066		11,189	
平成27年2月末日	598,556,637		11,123	
平成27年3月末日	598,566,339		11,037	

（注）基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位を表示したものです。

【分配の推移】

計算期間	1万口当りの収益分配金
第1期計算期間末（平成15年3月10日）	45円
第2期計算期間末（平成16年3月10日）	15円
第3期計算期間末（平成17年3月10日）	30円
第4期計算期間末（平成18年3月10日）	30円
第5期計算期間末（平成19年3月12日）	85円
第6期計算期間末（平成20年3月10日）	85円
第7期計算期間末（平成21年3月10日）	75円
第8期計算期間末（平成22年3月10日）	55円
第9期計算期間末（平成23年3月10日）	85円
第10期計算期間末（平成24年3月12日）	85円
第11期計算期間末（平成25年3月11日）	85円
第12期計算期間末（平成26年3月10日）	85円
第13期計算期間末（平成27年3月10日）	85円

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期計算期間末（平成15年3月10日）	2.20%
第2期計算期間末（平成16年3月10日）	1.37%
第3期計算期間末（平成17年3月10日）	0.52%
第4期計算期間末（平成18年3月10日）	0.41%
第5期計算期間末（平成19年3月12日）	1.27%
第6期計算期間末（平成20年3月10日）	2.88%
第7期計算期間末（平成21年3月10日）	1.43%
第8期計算期間末（平成22年3月10日）	1.82%
第9期計算期間末（平成23年3月10日）	0.96%
第10期計算期間末（平成24年3月12日）	2.89%
第11期計算期間末（平成25年3月11日）	2.21%
第12期計算期間末（平成26年3月10日）	1.39%
第13期計算期間末（平成27年3月10日）	1.58%

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数です。なお、第1計算期間については、直前の計算期末の基準価額を10,000円として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間		設定数量（口）	解約数量（口）
第1期	平成14年8月7日から平成15年3月10日	86,192,397	2,555,480
第2期	平成15年3月11日から平成16年3月10日	167,553,047	45,699,860
第3期	平成16年3月11日から平成17年3月10日	303,881,685	77,167,545
第4期	平成17年3月11日から平成18年3月10日	400,606,617	189,068,623
第5期	平成18年3月11日から平成19年3月12日	233,965,832	180,556,728
第6期	平成19年3月13日から平成20年3月10日	154,798,332	160,571,164
第7期	平成20年3月11日から平成21年3月10日	130,426,131	102,593,650
第8期	平成21年3月11日から平成22年3月10日	158,352,656	149,226,399

第9期	平成22年3月11日から平成23年3月10日	71,907,028	193,453,695
第10期	平成23年3月11日から平成24年3月12日	62,834,498	97,491,851
第11期	平成24年3月13日から平成25年3月11日	91,086,588	102,058,153
第12期	平成25年3月12日から平成26年3月10日	85,370,472	154,245,640
第13期	平成26年3月11日から平成27年3月10日	114,385,372	65,999,190

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

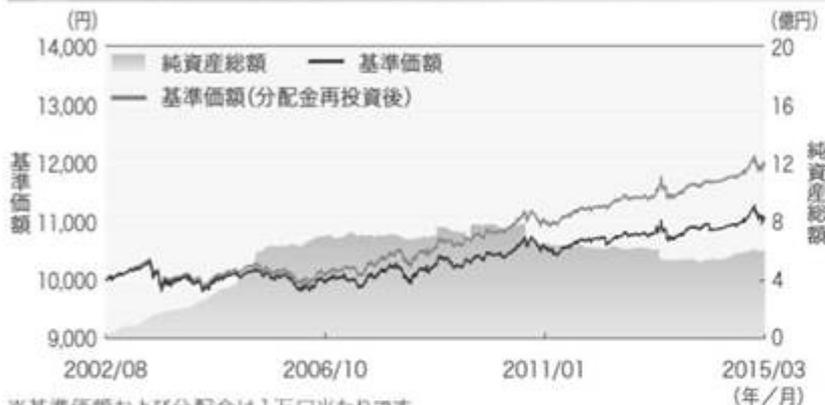
(参考) 運用実績

データは2015年3月31日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100%にならない場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額・純資産総額

基準価額	11,037円
純資産総額	599百万円

分配の推移(税引前)

決算期	分配金
2015年3月10日	85円
2014年3月10日	85円
2013年3月11日	85円
2012年3月12日	85円
2011年3月10日	85円
設定来累計	845円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

主要な資産の状況

● 資産別投資比率

銘柄名	投資比率
1 しんきん国内債券マザーファンド	99.26%
2 コール・ローン等	0.74%

※投資比率は、しんきん国内債券ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<(参考) しんきん国内債券マザーファンドの状況>

組入上位10銘柄				
銘柄名	利率	満期日	投資比率	
1 第95回利付国債(20年)	2.3%	2027/06/20	3.65%	
2 第118回利付国債(5年)	0.2%	2019/06/20	3.34%	
3 第315回利付国債(10年)	1.2%	2021/06/20	3.22%	
4 第314回利付国債(10年)	1.1%	2021/03/20	3.20%	
5 第334回利付国債(10年)	0.6%	2024/06/20	2.79%	
6 第316回利付国債(10年)	1.1%	2021/06/20	2.72%	
7 第320回利付国債(10年)	1.0%	2021/12/20	2.72%	
8 第36回利付国債(30年)	2.0%	2042/03/20	2.63%	
9 第307回利付国債(10年)	1.3%	2020/03/20	2.40%	
10 第41回利付国債(30年)	1.7%	2043/12/20	2.30%	

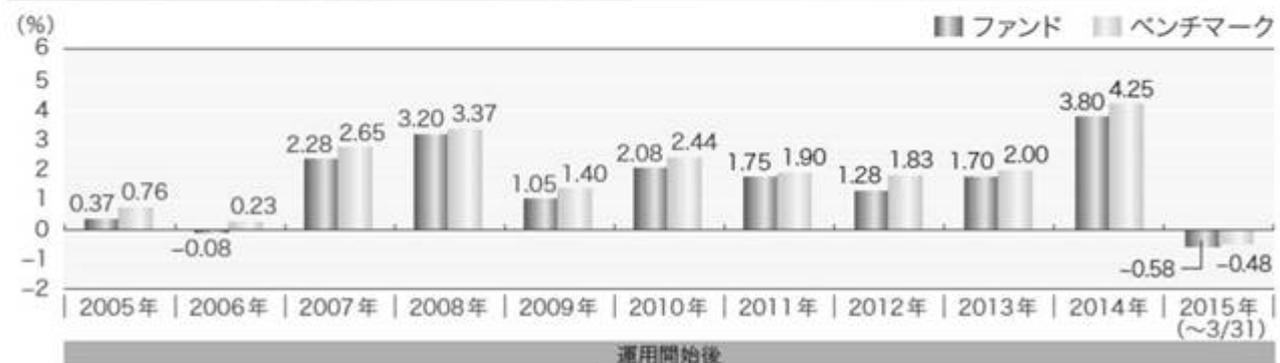
債券種類別組入状況	
債券種類	投資比率
国債	77.68%
地方債	0.00%
金融債	0.00%
政保債	1.71%
事業債	17.51%
円建外債	3.11%
合計	100.00%

※上記投資比率は債券全体を100とした債券種類別の比率です。

※しんきん国内債券マザーファンドの純資産総額は、6,608百万円です。

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

年間収益率の推移 (期間: 2005年~2015年)



※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 当ファンドには、取扱い販売会社によって税引き後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「一般コース」があります。
- (3) 取得申込者が「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (4) 申込単位は、「自動けいぞく投資コース」の場合は販売会社の定める単位、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位です。
- (5) 受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額です。「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (6) 各営業日の午後3時までには受付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することができます。取得申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (8) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

<p>< 照会先 > しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社） < コールセンター > 0120-781812 携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（土日、休日を除く 9:00～17:00） < ホームページ > http://www.skam.co.jp</p>
--

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金（解約）することができます。
- (2) 各営業日の午後3時までに受付けた換金（解約）の申込みを、当日の申込受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、「自動けいぞく投資コース」の場合は1口単位をもって、「一般コース」の場合は1万口単位をもって換金（解約）の申込みができます。
- (4) 受益者が換金（解約）の申込みをするときは、取扱い販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。
- (5) 委託会社は、換金（解約）の申込みを受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (6) 解約価額は、換金（解約）申込受付日の基準価額から当該基準価額の0.05%を信託財産留保額として控除した価額とします。
- (7) 課税関係については、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (8) 一部解約金にかかる収益調整金(注)は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (9) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金（解約）の申込みの受け付けを中止することができます。換金（解約）の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金（解約）の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金（解約）の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金（解約）の申込みを受け付けたものとして、(6)の規定に準じて算定した価額とします。
- (10) 換金代金の支払いは、原則として上記換金（解約）申込受付日から起算して4営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- (11) 受託会社は、換金（解約）代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に換金代金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

- a. 基準価額は、委託会社が毎営業日算出します。
- b. 基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）
- c. 基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1) しんきん国内債券ファンド

マザーファンド（しんきん国内債券マザーファンド）の受益証券は、原則として計算日の基準価額で評価します。

2) しんきん国内債券マザーファンド

国債証券、地方債証券、特殊債券および社債券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「(5) その他」の「ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月11日から3月10日までを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、第1計算期間は平成14年8月7日から平成15年3月10日までとします。

(5) 【その他】

ファンドの繰上償還条項

- 1) 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託契約の解約をしません。
- 5) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6) 上記3)から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会

社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記 4)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- 9) 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行う際には、委託会社は、変更しようとする旨およびその内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社はこの変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、投資信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1)から5)までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記 の規定にしたがい信託契約の解約を行う場合、または前記 の規定にしたがい投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を經由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書)は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

運用報告書

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき毎計算期間の末日(原則3月10日)および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産にかかる知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとし、当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドにかかる償還金を持分に依りて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、前記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成26年3月11日から平成27年3月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

しんきん国内債券ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成26年3月10日現在)	当期 (平成27年3月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,335,804	8,888,533
親投資信託受益証券	532,110,995	589,465,360
未収利息	7	2
流動資産合計	541,446,806	598,353,895
資産合計	541,446,806	598,353,895
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,184,435	4,595,717
未払解約金	1,196,502	224,033
未払受託者報酬	138,729	159,202
未払委託者報酬	971,073	1,114,387
その他未払費用	12,437	10,800
流動負債合計	6,503,176	6,104,139
負債合計	6,503,176	6,104,139
純資産の部		
元本等		
元本	492,286,495 ^{1, 2}	540,672,677 ^{1, 2}
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	42,657,135	51,577,079
（分配準備積立金）	24,127,317	24,875,387
元本等合計	534,943,630	592,249,756
純資産合計	534,943,630	592,249,756
負債純資産合計	541,446,806	598,353,895

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成25年3月12日 至 平成26年3月10日)	当期 (自 平成26年3月11日 至 平成27年3月10日)
営業収益		
受取利息	1,715	1,097
有価証券売買等損益	10,022,832	11,354,365
営業収益合計	10,024,547	11,355,462
営業費用		
受託者報酬	282,039	308,371
委託者報酬	1,974,226	2,158,550
その他費用	25,272	21,600
営業費用合計	2,281,537	2,488,521
営業利益又は営業損失()	7,743,010	8,866,941
経常利益又は経常損失()	7,743,010	8,866,941
当期純利益又は当期純損失()	7,743,010	8,866,941
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	746,004	654,546
期首剰余金又は期首欠損金()	45,013,333	42,657,135
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,138,742	11,035,103
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,138,742	11,035,103
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,307,511	5,731,837
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,307,511	5,731,837
分配金	1,418,435	1,459,717
期末剰余金又は期末欠損金()	42,657,135	51,577,079

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成26年3月10日現在)	当期 (平成27年3月10日現在)
1 信託財産に係る 期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 561,161,663円 期中追加設定元本額 85,370,472円 期中一部解約元本額 154,245,640円	期首元本額 492,286,495円 期中追加設定元本額 114,385,372円 期中一部解約元本額 65,999,190円
2 計算期間末日における受益権の総数	492,286,495口	540,672,677口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自平成25年3月12日 至平成26年3月10日)	当期 (自平成26年3月11日 至平成27年3月10日)
1 分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益5,462,770円、経費控除後の有価証券売買等損益1,534,236円、収益調整金18,530,495円及び分配準備積立金21,314,746円より分配対象収益は46,842,247円(1万口当たり951.49円)であり、分配金を4,184,435円(1万口当たり85円)としております。	1 分配金の計算過程 計算期間末における経費控除後の配当等収益5,838,196円、経費控除後の有価証券売買等損益2,374,199円、収益調整金26,701,692円及び分配準備積立金21,258,709円より分配対象収益は56,172,796円(1万口当たり1,038.92円)であり、分配金を4,595,717円(1万口当たり85円)としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自平成25年3月12日 至平成26年3月10日)	当期 (自平成26年3月11日 至平成27年3月10日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (平成26年3月10日現在)	当期 (平成27年3月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
--------------------------------	---	----

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 (平成26年3月10日現在)	当期 (平成27年3月10日現在)
種 類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
親投資信託受益証券	9,484,312円	11,224,347円
合 計	9,484,312円	11,224,347円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

前期 (平成26年3月10日現在)	当期 (平成27年3月10日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自平成25年3月12日 至平成26年3月10日)	当期 (自平成26年3月11日 至平成27年3月10日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (平成26年3月10日現在)	当期 (平成27年3月10日現在)
1口当たり純資産額 1.0867円 (1万口当たり純資産額 10,867円)	1口当たり純資産額 1.0954円 (1万口当たり純資産額 10,954円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん国内債券 マザーファンド	467,681,181	589,465,360	
合計		467,681,181	589,465,360	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきん国内債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「しんきん国内債券マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外です。

財務諸表

しんきん国内債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		平成26年3月10日現在	平成27年3月10日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		143,313,306	189,919,778
国債証券		4,734,660,500	4,972,301,000
特殊債券		112,121,020	110,475,360
社債券		1,635,121,000	1,329,535,000
未収利息		28,828,187	28,269,769
前払費用		262,902	128,465
流動資産合計		6,654,306,915	6,630,629,372
資産合計		6,654,306,915	6,630,629,372
負債の部			
流動負債			
未払金			59,929,200
流動負債合計			59,929,200
負債合計			59,929,200
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	5,388,196,751	5,213,073,051
剰余金			
剰余金又は欠損金()		1,266,110,164	1,357,627,121
元本等合計		6,654,306,915	6,570,700,172
純資産合計		6,654,306,915	6,570,700,172
負債純資産合計		6,654,306,915	6,630,629,372

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成26年3月10日現在	平成27年3月10日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 5,706,718,406円	期首元本額 5,388,196,751円
	期中追加設定元本額 82,022,337円	期中追加設定元本額 70,499,945円
	期中一部解約元本額 400,543,992円	期中一部解約元本額 245,623,645円
元本の内訳	しんきん国内債券スペシャル (適格機関投資家限定) 4,499,676,548円	しんきん国内債券スペシャル (適格機関投資家限定) 4,477,582,331円
	しんきんバランスファンド株50V A (適格機関投資家限定) 161,567,863円	しんきんバランスファンド株50V A (適格機関投資家限定) 103,083,155円
	しんきんバランスファンド株25V A (適格機関投資家限定) 296,093,234円	しんきんバランスファンド株25V A (適格機関投資家限定) 164,726,384円
	しんきん国内債券ファンド 430,859,106円	しんきん国内債券ファンド 467,681,181円
	合計 5,388,196,751円	合計 5,213,073,051円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	5,388,196,751口	5,213,073,051口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成25年3月12日 至 平成26年3月10日	自 平成26年3月11日 至 平成27年3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析を行い、コンプライアンス部門が、法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月1回開催するリスク管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	平成26年3月10日現在	平成27年3月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書の開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
--------------------------------	---	----

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

	平成26年3月10日現在	平成27年3月10日現在
種 類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	15,270,900円	27,686,500円
特殊債券	49,220円	60,990円
社債券	1,039,000円	2,244,000円
合 計	16,359,120円	29,991,490円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

平成26年3月10日現在	平成27年3月10日現在
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成25年3月12日 至 平成26年3月10日	自 平成26年3月11日 至 平成27年3月10日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

平成26年3月10日現在	平成27年3月10日現在
1口当たり純資産額 1.2350円 (1万口当たり純資産額 12,350円)	1口当たり純資産額 1.2604円 (1万口当たり純資産額 12,604円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘柄名	券面総額	評価金額
国債証券	第107回利付国債(5年)	150,000,000	150,685,500
"	第118回利付国債(5年)	220,000,000	220,840,400
"	第290回利付国債(10年)	100,000,000	104,104,000

"	第293回利付国債(10年)	100,000,000	105,720,000
"	第294回利付国債(10年)	100,000,000	105,393,000
"	第304回利付国債(10年)	50,000,000	52,632,000
"	第305回利付国債(10年)	100,000,000	105,477,000
"	第307回利付国債(10年)	150,000,000	158,637,000
"	第309回利付国債(10年)	100,000,000	104,998,000
"	第314回利付国債(10年)	200,000,000	211,338,000
"	第315回利付国債(10年)	200,000,000	212,920,000
"	第316回利付国債(10年)	170,000,000	179,924,600
"	第320回利付国債(10年)	170,000,000	179,151,100
"	第327回利付国債(10年)	100,000,000	103,838,000
"	第328回利付国債(10年)	100,000,000	102,229,000
"	第334回利付国債(10年)	180,000,000	183,135,600
"	第338回利付国債(10年)	60,000,000	59,626,800
"	第13回利付国債(30年)	50,000,000	56,869,500
"	第14回利付国債(30年)	50,000,000	60,130,000
"	第21回利付国債(30年)	50,000,000	58,950,000
"	第25回利付国債(30年)	100,000,000	117,770,000
"	第31回利付国債(30年)	50,000,000	57,937,500
"	第33回利付国債(30年)	50,000,000	55,904,500
"	第36回利付国債(30年)	150,000,000	167,479,500
"	第41回利付国債(30年)	140,000,000	146,214,600
"	第36回利付国債(20年)	100,000,000	107,469,000
"	第40回利付国債(20年)	100,000,000	107,862,000
"	第50回利付国債(20年)	100,000,000	110,519,000
"	第55回利付国債(20年)	50,000,000	56,176,000
"	第68回利付国債(20年)	50,000,000	57,988,000
"	第70回利付国債(20年)	100,000,000	118,042,000
"	第75回利付国債(20年)	100,000,000	115,989,000
"	第82回利付国債(20年)	100,000,000	116,348,000
"	第95回利付国債(20年)	200,000,000	239,142,000
"	第98回利付国債(20年)	50,000,000	58,635,000
"	第103回利付国債(20年)	50,000,000	59,898,000
"	第110回利付国債(20年)	50,000,000	58,713,000
"	第113回利付国債(20年)	50,000,000	58,611,000
"	第114回利付国債(20年)	100,000,000	117,254,000
"	第120回利付国債(20年)	50,000,000	55,032,000
"	第125回利付国債(20年)	70,000,000	82,916,400
"	第131回利付国債(20年)	70,000,000	77,443,100
"	第135回利付国債(20年)	120,000,000	132,410,400
"	第140回利付国債(20年)	70,000,000	76,905,500
"	第147回利付国債(20年)	50,000,000	53,556,500
"	第151回利付国債(20年)	50,000,000	49,485,500

計		4,570,000,000	4,972,301,000
特殊債券	第190回政府保証中小企業債券	107,000,000	110,475,360
計		107,000,000	110,475,360
社債券	第75回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	112,418,000
"	第4回ナショナル・オーストラリア銀行円貨社債 (2010)	100,000,000	100,406,000
"	第4回ウォルマート・ストアーズ・インク円貨社債 (2010)	100,000,000	100,315,000
"	第24回新日本石油株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,359,000
"	第11回パナソニック株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	102,614,000
"	第3回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	100,000,000	99,102,000
"	第58回三井住友銀行無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,456,000
"	第3回東京センチュリーリース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,053,000
"	第17回株式会社ホンダファイナンス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,605,000
"	第21回トヨタファイナンス株式会社無担保社債(社債間限定同等特約付)	100,000,000	102,523,000
"	第23回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	106,888,000
"	第1回日本ロジスティクスファンド投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,493,000
"	第52回日本電信電話株式会社電信電話債券(一般担保付)	100,000,000	103,303,000
計		1,300,000,000	1,329,535,000
合計		5,977,000,000	6,412,311,360

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成27年3月31日現在
資産総額	599,365,062 円
負債総額	798,723 円
純資産総額(-)	598,566,339 円
発行済数量	542,312,642 口
1口当たり純資産額(/)	1.1037 円

(参考)しんきん国内債券マザーファンド

純資産額計算書	平成27年3月31日現在
資産総額	6,615,593,245 円
負債総額	7,100,000 円
純資産総額(-)	6,608,493,245 円
発行済数量	5,201,733,962 口
1口当たり純資産額(/)	1.2704 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者名簿
該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

(2) 当社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通し並びに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。業務管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・リスク管理委員会

当委員会において、事務局である業務管理部は、前1か月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果について報告を行います。また、コンプライアンス部は、法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等を、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者をコンプライアンス部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を实践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記は2015年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2015年3月31日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	55	613,944
単位型株式投資信託	13	42,347
合 計	68	656,291

（注）純資産総額は百万円未満を切捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

科 目	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日現在)		当事業年度 (平成26年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		1,376,420		1,768,541
前払費用			15,928		16,883
未収委託者報酬			271,871		291,319
未収運用受託報酬	*2		38,605		34,287
未収収益			64		68
繰延税金資産			30,901		34,394
その他の流動資産			7,202		1,032
流動資産計			1,740,994		2,146,527
固定資産					
有形固定資産	*1		99,840		92,464
建物		82,733		77,683	
器具備品		17,106		14,781	
無形固定資産			95,800		88,803
ソフトウェア		94,108		87,247	
電話加入権		959		959	
その他		732		596	
投資その他の資産			2,287		1,295
長期前払費用		2,287		1,295	
固定資産計			197,928		182,563
資産合計			1,938,923		2,329,091

科 目	注記 番号	前事業年度 (平成25年3月31日現在)		当事業年度 (平成26年3月31日現在)	
		金 額	金 額	金 額	金 額
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			216,788		236,197
未払手数料	*2	175,365		185,744	
その他未払金		41,422		50,453	
未払法人税等			67,070		152,891
未払消費税等			11,499		28,052
未払事業所税			1,668		1,741
前受収益			2,782		2,861
賞与引当金			55,941		54,663
その他の流動負債			2,620		2,578
流動負債計			358,371		478,986
固定負債					
退職給付引当金			73,493		76,892
役員退職慰労引当金			1,687		5,335
固定負債計			75,181		82,227
負債合計			433,552		561,214
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			200,000		200,000
利益剰余金					
利益準備金			2,000		2,000
その他利益剰余金			1,303,370		1,565,876
別途積立金		1,030,000		1,150,000	
繰越利益剰余金		273,370		415,876	
利益剰余金計			1,305,370		1,567,876
株主資本計			1,505,370		1,767,876
純資産合計			1,505,370		1,767,876
負債・純資産合計			1,938,923		2,329,091

（２）【損益計算書】

科 目	注記 番号	前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日		当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,062,299		2,784,345
運用受託報酬	*1		323,698		288,545
営業収益計			2,385,998		3,072,890
営業費用					
支払手数料	*1		1,046,656		1,392,955
広告宣伝費			7,005		12,656
調査費			334,728		360,809
調査研究費		238,824		263,524	
委託調査費		95,903		97,284	
営業雑経費			55,826		64,427
印刷費		49,607		57,940	
郵便料		182		179	
電信電話料		2,418		2,437	
協会費		3,617		3,870	
営業費用計			1,444,217		1,830,849
一般管理費					
給料			453,681		480,319
役員報酬		28,464		30,696	
給料・手当		311,080		332,741	
賞与		47,580		53,353	
法定福利費		53,115		57,463	
福利厚生費		3,616		3,344	
その他給料		9,824		2,720	
賞与引当金繰入			50,406		51,198
退職給付費用			48,355		53,453
役員退職慰労引当金繰入			1,125		3,647
交際費			3,631		3,285
旅費交通費			9,329		8,883
租税公課			6,780		7,853
不動産賃借料			73,503		63,200
固定資産減価償却費			28,395		38,126
諸経費			77,909		89,871
一般管理費計			753,118		799,839
営業利益			188,662		442,201
営業外収益					
受取利息	*1		341		358
その他営業外収益			29		156
営業外収益計			370		515
営業外費用					
雑損失			52		146
営業外費用計			52		146
経常利益			188,980		442,570

科 目	注記 番号	前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日		当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日	
		金 額		金 額	
特別損失		千円	千円	千円	千円
固定資産除却損		94		14	
事務過誤損失				3,122	
特別損失計			94		3,137
税引前当期純利益			188,886		439,433
法人税、住民税及び事業税			65,039		180,419
法人税等調整額			3,533		3,492
当期純利益			120,313		262,506

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	370,000	813,057	1,185,057	1,385,057	1,385,057
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
別途積立金の積立			660,000	660,000			
別途積立金の取崩							
当期純利益				120,313	120,313	120,313	120,313
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計			660,000	539,686	120,313	120,313	120,313
当期末残高	200,000	2,000	1,030,000	273,370	1,305,370	1,505,370	1,505,370

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	1,030,000	273,370	1,305,370	1,505,370	1,505,370
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
別途積立金の積立			120,000	120,000			
別途積立金の取崩							
当期純利益				262,506	262,506	262,506	262,506
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計			120,000	142,506	262,506	262,506	262,506
当期末残高	200,000	2,000	1,150,000	415,876	1,567,876	1,767,876	1,767,876

重要な会計方針

	当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日								
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table> <tr> <td>建 物</td> <td>3年</td> <td>～</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3年</td> <td>～</td> <td>20年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	建 物	3年	～	50年	器具備品	3年	～	20年
建 物	3年	～	50年						
器具備品	3年	～	20年						
2. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>								
3. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>								

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
建 物	33,217千円	40,098千円
器具備品	33,258千円	44,579千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
普通預金	458,535千円	787,530千円
定期預金	700,000千円	600,000千円
未収運用受託報酬	5,243千円	3,598千円
未払手数料	105,416千円	105,720千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
運用受託報酬	228,327千円	187,304千円
受取利息	315千円	324千円
支払手数料	904,826千円	1,217,879千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．発行済株式及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,376,420	1,376,420	
(2)未収委託者報酬	271,871	271,871	
(3)未収運用受託報酬	38,605	38,605	
資産計	1,686,961	1,686,961	
(4)未払手数料	175,365	175,365	
(5)その他未払金	41,422	41,422	
(6)未払法人税等	67,070	67,070	
(7)未払消費税等	11,499	11,499	
(8)未払事業所税	1,668	1,668	
負債計	297,026	297,026	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	1,376,199	1,376,199	
(2)未収委託者報酬	271,871	271,871	
(3)未収運用受託報酬	38,605	38,605	
合計	1,686,740	1,686,740	

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,768,541	1,768,541	
(2)未収委託者報酬	291,319	291,319	
(3)未収運用受託報酬	34,287	34,287	
資産計	2,094,149	2,094,149	
(4)未払手数料	185,744	185,744	
(5)その他未払金	50,453	50,453	
(6)未払法人税等	152,891	152,891	
(7)未払消費税等	28,052	28,052	
(8)未払事業所税	1,741	1,741	
負債計	418,882	418,882	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	1,768,511	1,768,511	
(2)未収委託者報酬	291,319	291,319	
(3)未収運用受託報酬	34,287	34,287	
合計	2,094,119	2,094,119	

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。

2．退職給付債務に関する事項

小規模企業等における簡便法を採用し、退職一時金制度については当事業年度末（平成25年3月31日現在）自己都合要支給額73,493千円を退職給付債務として計上しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は5．の通りであります。

3．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	当事業年度 （平成25年3月31日現在）
退職給付費用	
勤務費用	48,355（注）

（注） 勤務費用には、総合設立の厚生年金基金への要拠出額32,075千円を含みます。

4．退職給付債務の計算基礎

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、小規模企業等における簡便法を採用し、当期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。厚生年金基金については、総合設立の全国信用金庫厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金原資の額を合理的に計算することができないため、当該年金への要拠出額を退職給付費用として、営業経費に計上しております。

5. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)

年金資産の額	1,386,363,684千円
年金財政計算上の給付債務の額	1,645,902,300千円
差引額	259,538,615千円

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合(平成24年3月分)

0.0513%

(3) 補足説明

過去勤務債務残高	240,975,931千円
繰越不足金	18,562,684千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であります。

当事業年度(自平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	73,493千円
退職給付費用	11,836千円
退職給付の支払額	8,437千円
制度への拠出額	
退職給付引当金の期末残高	76,892千円

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

非積立金型制度の退職給付債務	76,892千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	76,892千円
退職給付引当金	76,892千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	76,892千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

11,836千円

3. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は34,028千円でありました。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)

年金資産の額	1,476,279,114千円
年金財政計算上の給付債務の額	1,698,432,199千円
差引額	222,153,084千円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の拠出割合(平成25年3月分)

0.0548%

(3) 補足説明

年金財政計算上の過去勤務債務残高	225,441,130千円
年金財政計算上の別途積立金	3,288,045千円

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	21,263	19,482
役員退職慰労引当金	641	1,901
退職給付引当金繰入限度超過額	27,934	27,404
未払事業税	5,266	10,758
未払事業所税	634	620
その他	3,737	3,532
繰延税金資産 小計	59,477	63,700
評価性引当額	28,576	29,305
繰延税金資産 合計	30,901	34,394
繰延税金資産の純額	30,901	34,394
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。		
流動資産 繰延税金資産	30,901	34,394

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
法定実効税率		38.01%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.03%
住民税均等割	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	0.12%
評価性引当額の増減		0.61%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		0.52%
その他		0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		40.26%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に交付され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が2,287千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が2,287千円増加しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	228,327

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	187,304

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．関連当事者との取引

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	490,998 百万円	信用金庫 連合会事 業	直接 (被所有) 100%	兼任2人	証券投資信 託受益証券 の募集販売	運用受託報酬 投資信託の代 行手数料 事務所 賃借料 出向者 人件費	228,327 千円 904,826 千円 60,259 千円 104,424 千円	未収運用 受託報酬 未払手数 料	5,243 千円 105,416 千円

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業		なし	証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資信託の代 行手数料	107,547 千円	未払手数 料	23,246 千円

(注) 1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	490,998 百万円	信用金庫 連合会事 業	直接 (被所有) 100%	兼任1人	証券投資信 託受益証券 の募集販売	運用受託報酬 投資信託の代 行手数料 事務所 賃借料 出向者 人件費	187,304 千円 1,217,879 千円 49,778 千円 109,736 千円	未収 運用受託 報酬 未払 手数料	3,598 千円 105,720 千円

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業		なし	証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資信託の代 行手数料	150,737 千円	未払 手数料	33,260 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
1株当たり純資産額	376,342円61銭	441,969円17銭
1株当たり当期純利益金額	30,078円29銭	65,626円56銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
当期純利益金額	120,313千円	262,506千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る当期純利益金額	120,313千円	262,506千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 平成26年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,987,580
前払費用		21,206
未収委託者報酬		305,808
未収運用受託報酬		27,184
未収収益		61
繰延税金資産		31,951
その他の流動資産		6,288
流動資産計		2,380,081
固定資産		
有形固定資産 * 1		91,055
建物	74,481	
器具備品	16,574	
無形固定資産		94,603
ソフトウェア	93,114	
電話加入権	959	
その他	529	
投資その他の資産		1,599
長期前払費用	1,599	
固定資産計		187,259
資産合計		2,567,341

当中間会計期間末 平成26年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		243,986
未払手数料	192,487	
その他未払金	51,499	
未払法人税等		101,219
未払消費税等 * 2		35,875
未払事業所税		908
前受収益		98,652
賞与引当金		56,693
その他の流動負債		2,854
流動負債計		540,190
固定負債		
退職給付引当金		83,629
役員退職慰労引当金		10,522
固定負債計		94,151
負債合計		634,341
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		2,000
その他利益剰余金		1,730,999
別途積立金	1,410,000	
繰越利益剰余金	320,999	
利益剰余金計		1,732,999
株主資本計		1,932,999
純資産合計		1,932,999
負債・純資産合計		2,567,341

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間		
自 平成26年4月1日		
至 平成26年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		1,581,043
運用受託報酬		120,558
営業収益計		1,701,602
営業費用		
支払手数料		791,757
広告宣伝費		2,642
調査費		179,383
調査研究費	134,865	
委託調査費	44,518	
営業雑経費		25,233
印刷費	22,033	
郵便料	162	
電信電話料	1,048	
協会費	1,988	
営業費用計		999,017
一般管理費		
給料		234,622
役員報酬	18,249	
給料・手当	175,526	
賞与	1,677	
法定福利費	34,601	
福利厚生費	2,257	
その他給料	2,310	
賞与引当金繰入		56,693
退職給付費用		28,217
役員退職慰労引当金繰入		5,187
交際費		1,030
旅費交通費		2,818
租税公課		4,687
不動産賃借料		31,620
固定資産減価償却費 * 1		19,728
諸経費		52,086
一般管理費計		436,691
営業利益		265,893
営業外収益		
受取利息	206	
その他営業外収益	120	
営業外収益計		327
営業外費用		
雑損失	28	
営業外費用計		28
経常利益		266,192

当中間会計期間		
自 平成26年4月 1 日		
至 平成26年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
税引前中間純利益		266,192
法人税、住民税及び事業税		98,627
法人税等調整額		2,442
中間純利益		165,122

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計	株主資本 合計	
			その他利益剰余金				
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	200,000	2,000	1,150,000	415,876	1,567,876	1,767,876	1,767,876
当中間期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
別途積立金の積立			260,000	260,000			
別途積立金の取崩							
中間純利益				165,122	165,122	165,122	165,122
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計			260,000	94,877	165,122	165,122	165,122
当中間期末残高	200,000	2,000	1,410,000	320,999	1,732,999	1,932,999	1,932,999

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日				
<p>1. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3年～20年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	建 物	3年～50年	器具備品	3年～20年
建 物	3年～50年				
器具備品	3年～20年				

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 平成26年9月30日	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物	43,299千円
	器具備品	39,216千円
* 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	
* 1 減価償却実施額	有形固定資産	6,285千円
	無形固定資産	13,443千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成26年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,987,580	1,987,580	
(2)未収委託者報酬	305,808	305,808	
(3)未収運用受託報酬	27,184	27,184	
資産計	2,320,573	2,320,573	
(4)未払手数料	192,487	192,487	
(5)その他未払金	51,499	51,499	
(6)未払法人税等	101,219	101,219	
(7)未払消費税等	35,875	35,875	
(8)未払事業所税	908	908	
負債計	381,989	381,989	

（注）金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	70,790

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（ 1株当たり情報）

当中間会計期間	
自	平成26年4月1日
至	平成26年9月30日
1株当たり純資産額	483,249円78銭
1株当たり中間純利益	41,280円61銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注)算定上の基礎	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	165,122千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る中間純利益	165,122千円
期中平均株式数	4,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称 信金中央金庫（指定登録金融機関）（販売会社）

(2) 資本の額（出資の総額） 490,998百万円（平成26年3月末現在）

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

2 - (1) 名称 しんきん証券株式会社（金融商品取引業者）（販売会社）

(2) 資本の額 20,000百万円（平成26年3月末現在）

(3) 事業の内容

金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。

3 - (1) 名称 株式会社しんきん信託銀行（受託会社）

(2) 資本の額 10,000百万円（平成26年3月末現在）

(3) 事業の内容

信用金庫を代理店とした特定贈与信託、公益信託の取扱いにより、信用金庫取引先等に信託サービスの提供を行うとともに、ファンド・トラスト、有価証券信託、金銭債権信託の取扱いを行います。

<再信託受託会社の概要>

(1) 名称 資産管理サービス信託銀行株式会社

(2) 資本の額 50,000百万円（平成26年3月末現在）

(3) 事業の内容

銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫（販売会社）

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) しんきん証券株式会社（販売会社）

委託会社の指定する金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(3) 株式会社しんきん信託銀行（受託会社）

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金及び償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【その他】

1 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

- (1) 使用開始日を記載します。
- (2) 当ファンドのロゴ・マークを記載することがあります。
- (3) ファンドの形態等を記載することがあります。
- (4) 「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 販売会社の名称、ロゴマークを記載することがあります。
- (6) 委託会社の名称、ロゴマーク、問い合わせ先、預り資産を記載することがあります。
- (7) 受託会社の名称を記載することがあります。
- (8) 目論見書の表紙に図案を採用することがあります。
- (9) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨、また約款は請求目論見書に添付されている旨を記載することがあります。（交付目論見書の場合）
- (10) 金融商品取引法に定める目論見書である旨を記載することがあります。
- (11) 金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります。（請求目論見書の場合）
- (12) 当ファンドの手續・手数料等の概要を記載することがあります。

2 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

- (1) 当ファンドに関して、委託会社が有価証券届出書を監督官庁に提出している旨。
- (2) 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、法令に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨。
- (3) 当ファンドの信託財産は、受託会社により分別管理されている旨。
- (4) 請求目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付される旨。また、販売会社に請求目論見書を請求した場合は、当該請求を行った旨を投資者が記録しておくべきである旨。（交付目論見書の場合）
- (5) 当ファンドの購入にあたっては、交付目論見書を十分に読むべきである旨。
- (6) 当ファンドの商品分類及び属性区分、また、これらの詳細な情報を一般社団法人投資信託協会のホームページで確認できる旨。
- (7) 委託会社の概況
- (8) 当ファンドについて略称を用いることがある旨。

3 本有価証券届出書の本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

4 請求目論見書に投資信託約款の全文を記載します。

5 目論見書は電子媒体等により作成されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月9日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水守 理智 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩崎 裕男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月22日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士
鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきん国内債券ファンドの平成26年3月11日から平成27年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきん国内債券ファンドの平成27年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月24日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。